

新型コロナウイルス感染症禍に伴う 法政大学大学院 緊急支援奨学金申請案内

「法政大学緊急支援奨学金」は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、経済的に困窮している大学院生に対する支援を目的として設立した制度です。

1. 応募資格

本大学院の修士課程、博士後期課程又は専門職学位課程に在籍する学生を対象とします（研修生、研究生等を除く）。

ただし、以下に該当する者を除きます。

- ① 今年度休学者（年間、春学期）。
- ② 標準修業年限を超えて在籍している者。
（長期履修制度の適用を受ける者は、入学時に認められた長期履修期間を超えている者。）
- ③ 学費を自己支弁していない者（学費が支給される日本政府及び外国政府国費留学生等）。
- ④ 他の給付型奨学金・助成金受給者。

2020年度につき、本奨学金を受給した者は、学内奨学金、学外奨学金（併給不可とするもの）の申請資格を失います。

a 学内奨学金との併給不可。

- ・法政大学 100 周年記念大学院修士課程奨学金受給者（採否発表：本奨学金と同時、給付額：20 万円）は本奨学金の受給資格を失います。
- ・法務研究科に在籍する本奨学金受給決定者が、法政大学大学院専門職学位課程奨学金受給者（採否発表：本奨学金と同時、給付額：20 万円）または法政大学 100 周年記念大学院専門職学位課程奨学金受給者（採否発表：本奨学金と同時、給付額：30 万円）は本奨学金の受給資格を失います。
- ・イハノミヤ・マサキ 研究科に在籍する本奨学金受給決定者が、法政大学大学院専門職学位課程奨学金受給者（採否発表：10 月発表予定、給付額：20 万円）または法政大学 100 周年記念大学院専門職学位課程奨学金受給者（採否発表：10 月発表予定、給付額：30 万円）の受給者となった場合は、本奨学金支給分 10 万円を差し引いた差額を振り込みます。
- ・法政大学大学院博士後期課程研究助成金（申請時期：9 月、支給時期：1 月中旬、給付額：年額文系 32 万円、理系 48 万円）有資格者が、本奨学金を受給した場合、博士後期課程研究助成金の受給資格を失います。博士後期課程研究助成金は、原則申請した有資格者に支給されます（2019 年度実績：申請者 129 名、採用者 129 名 詳細は[募集要項](#)をご確認ください）。

b 学外奨学金（併給不可のもの）との併給不可。

本奨学金申請時に他の学外奨学金を申請している場合で双方の受給が決定した場合には、どちらか選択することになります。

2. 給付基準

下記条件に該当すること。

- ① （世帯主）2020 年 4 月・5 月（2 か月間）の合計収入が 2020 年 1 月・2 月（2 か月間）の合計収入に比べ、10 万円以上減額となった学生。
- ② （非世帯主）世帯合計の 2020 年 4 月・5 月（2 か月間）の収入が 2020 年 1 月・2 月（2 か月間）の合計収入に比べ、10 万円以上減額となった学生。

※いずれも日本学生支援機構の貸与奨学金を受給中の者・申請中の者・昨年度受給していた者、あるいは学生口

ーンを利用している者を優先する。

3. 給付人数

250名

4. 給付金額（年額）

全研究科・専門職学位課程 10万円

5. 申請期間

2020年6月1日（月）10：00から6月22日（月）17：00まで（厳守）

※提出申請期間を過ぎてからの申請は一切受付できません。

6. 申請方法

大学院 HP に掲載している申請フォームに必要な事項を入力するとともに、以下の添付書類を PDF もしくは写真で送信してください。

写真で送信する場合は、学生証番号と氏名を明記してください。

・[申請フォーム](#)（←こちらをクリックしてください）

【添付書類】

- ① 【申請者が世帯主の場合】申請者本人、【申請者が非世帯主の場合】世帯全員の2020年1月・2月・4月・5月支給分の給与明細、または預金通帳の同月の振込金額のあるページのコピー（※3月支給分は不要です）
- ② 教育ローン利用中あるいは申請中であることがわかる書類（※該当者のみ）
- ③ 住民票（世帯主の場合は本人のみ、非世帯主の場合は世帯全員の記載があるもので本籍、マイナンバー記載がないもの。また、2020年4月以降に取得したもの（コピー可））

※フォームでの申請が難しい場合は、「9.問い合わせ先」にお問い合わせください。

7. 選考・採否発表（予定）

7月初旬に発表 7月中旬振込み

Hoppiiにて採択結果を発表する予定です。

8. 注意事項

- (1) 記載内容に虚偽のあった場合は、奨学金の全額を返還していただきます。
- (2) 申請者の経済影響の度合いに基づいて、選考受給者を決定します。
- (3) 選考の結果、採用されない場合もあります。
- (4) 本奨学金は法政大学独自のものです。文部科学省による「学生支援緊急給付金」とは異なります。文部科学省の「学習支援緊急給付金」のご案内は別途行いますが、本奨学金と併給できます。

9. 問合せ先

法政大学大学院事務部大学院課 「大学院緊急支援奨学金」担当

TEL: 03-5228-0545 FAX: 03-5228-0555

e-mail: i.hgs@ml.hosei.ac.jp

*メールにて問い合わせの場合、件名に「大学院緊急支援奨学金に関して」と明記してください。

以上